

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK2021044・2107、SK2021047・3006

③施設の情報

名称：福島愛育園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：園長 遠藤嘉邦		定員（利用人数）：77名（61名）	
所在地：福島県福島市田沢字躑躅ヶ森 16			
TEL：024-549-0596		ホームページ： http://fukushimast.sakura.ne.jp/aiikuen/	
【施設の概要】			
開設年月日：明治 26 年 2 月 16 日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 福島愛育園			
職員数	常勤職員：	31名	非常勤職員 0名
有資格 職員数	（資格の名称） 社会福祉士 2名 保育士 12名 臨床心理士 1名 栄養士 6名		
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	1棟 9部屋×4棟		

④理念・基本方針

【理念】

創設者瓜生イワ刀自が提唱する「仁慈隠惕（じんじいんてき）※」の精神を継承し、次世代を担う児童の育成をもって社会に貢献する。

※人は皆、他人の不幸を平気で見るには耐えられない心がある

【基本方針】

三つの願い（目標とする子ども像）

1. 心身ともに元気な子
2. 感性の豊かな子
3. 瞳を輝かせ希望に満ちた夢の持てる子

五つの進め方（年次方針）

1. 「自ら住みたくなる家づくり」構想に努める
2. 情報を共有し、一体感の感じ取れるチームワークを築く
3. 地域と協働した養育の実践を図る
4. スカウト精神を持って生きる力を身につける
5. グループワーク及びケースワークの特性を生かした養育に努める

七つの心得（養育に臨む決意）

全国児童養護施設協議会「倫理綱領」を基軸とし、以下のように実践します

1. 「みとめて」「ほめて」子どもの自己肯定感を高めるよう努めます
2. 「喜び」と「悲しみ」の共有・共感を実践し、互いに思いやる心を大切にします
3. 日本文化と四季の良さを子どもたちに伝え、子どもの「こころ」を育てます
4. 子どもの話に耳を傾け、わけへだてなく関わります
5. 食べることの大切さ、食べられることへの感謝の気持ち、生きる喜び、命の大切さを教えます
6. 子どもとの出会いを大切に、子どもの自律を促し自立心を育てます
7. 自己研鑽、余暇の充実を図り、子どもとともに心身の健康（リフレッシュ）に努めます

⑤施設の特徴的な取組

【創始者の精神を受け継ぐ、歴史と伝統のある施設】

施設の前身は、本県の生んだ社会事業の先覚者瓜生岩子刀自が、明治 26 年に福島鳳鳴会として設立された孤児貧児等を支える施設である。施設では、創始者の「仁慈隠愓」の精神を受け継いで 130 年以上の歴史を刻み、厳しい社会情勢に対応しながら数多くの児童を養育してきた。直近の令和 5 年 2 月（創立 130 周年時）には、瓜生岩子刀自の講演会等を行い、地域住民に向けて瓜生岩子刀自の功績を広めている。

このような精神を受け継いだ法人として、地域住民からも信頼される施設となれるように、青少年健全育成推進会など地区の団体の役員を職員が担うなど、地域住民や学校などと積極的に関わっている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 6 年 5 月 2 日（契約日） ～ 令和 7 年 3 月 2 5 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 3 年度 （令和 3 年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

【卒園を視野に入れた支援と積極的なアフターケア】

子どもの最善の利益に向けた養育・支援を進める中で、卒園を控える準備期間には、アルバイトを通じた社会経験を奨励したり、金銭管理や健康管理面など社会生

活上で欠かせない知識の助言を行い、卒園後に安定した社会生活が送れるよう支援している。また、アフターケアにも積極的に取り組んでおり、卒園生の相談や訪問も多いことから、入所時に築かれた信頼関係が強かったことが伺える。

【実習生の積極的な受け入れ】

福祉の担い手を養成することは社会福祉法人の責務であるという認識のもと、保育士や社会福祉士の実習生の受け入れを積極的に行っている。長年にわたるこの取組で、実習時に瓜生岩子刀自の理念に触れることのできた社会福祉従事者は数多く、間接的ではあっても県内の福祉人材の養成に関わっている施設の功績は大きいものがある。

◇改善を求められる点

【人材の確保・定着に向けた取組】

労働人口の減少が進んでいく中で、人材確保は全産業共通の課題であり、施設としても専門職の確保には様々な苦労があると推察する。中・長期計画においては小規模グループケアの増設などを目指しているため、必要な人材確保の計画を具体化するとともに、職員の定着に向けた業務改善を進め、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスに配慮した労務管理に努めてほしい。

【標準的な養育・支援に向けたマニュアルの組織的な検証】

普段の生活において子どもの意見を聞く機会が確保され、また「森の会」という施設独自の取組では「生」と「性」や子ども自身の権利について職員と子どもが話し合う機会を設けるなど、子どもの意向を反映した自立支援計画に基づき日々の養育・支援を行っている。ただし、養育・支援に関わる各種マニュアルは必要に応じた見直しにとどまらず、養育・支援内容の変化などを踏まえた定期的な現状の検証が必要である。また、マニュアルの検証や見直しに際しては、職員全体で関わることが重要であるため、既存の記録の手法なども含めた業務の効率化を図りつつ、組織的にマニュアルを検証する体制となるよう期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度の第三者評価で関係各位には多大なご協力いただきました。大変多忙な中ありがとうございました。

理念の「仁慈隠愒」は、創始者が戊辰戦争時に傷ついた人を手当しており、「なぜ敵まで手当するんだ」と言われた際に、「人に命には敵味方はない。困っている人を助けるのが人の心である」と言って手当を続けたとエピソードが残っております。

職員はこの理念の基に福島県の社会的養護の受け皿として長きにわたり職務にあたっております。そのため、中・長期計画については、急速な計画遂行を選択しないのは、創始者の理念によるものと、認可事業であるため、結果として福島県の社会的養護の受入数が減少するため、以前より所轄庁担当部局と協議助言をいただいで進めております。

平成 28 年に本園定員を 80 名（認可定員 92 名）から 65 名（認可定員 77 名）に変更を行いました。その際、児童の生活向上は勿論ですが、職員の負担をなるべく軽減して配置数を変えないようにするため、所轄庁担当部局と何度も協議し助言をいただきました。

離職により多少の時期的な増減はあるものの職員配置の水準を維持しております。それはまさしくワークライフバランスに重点を置いているからです。受審時の本園の入所定員は 49 名（全体では 61 名）です。明らかに職員 1 人あたりの担当児童に関する業務量は、以前に比較して全部門減少しておりますし、今後定員が減少傾向になると予測されますが、所轄庁担当部局によく助言いただきながら維持をしていきたいと考えております。

併せてクループケア等近年措置費に関する制度がかなり複雑化しており、単純に施設側で申請するしないではないため、所轄庁担当部局に助言をいただきながら、取り組んでおります。

福島県の社会的養護の現状にあわせて進めていることこそ、組織のガバナンスと考えており、正確な情報を確認しながら取り組んでいますので、施設を小規模化せずワークライフに欠けるとは全く考えておりません。社会環境がより複雑化して児童相談所の一時保護所も満床状態と聞くため、むしろ関係機関とバランスのとれた判断をしているとご理解いただきたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（１）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	㉓・b・c
<コメント> 創始者である瓜生岩子刀自が提唱した「仁慈隠惕（じんじいんてき）」の精神を基本理念として掲げ、施設としての「願い」「進め方」「心得」から成る基本方針を定めている。 理念や基本方針は、毎年度全職員に配布される「運営のしおり」などに明記され、職員会議において説明・周知が行われているとともに、ホームページ等で広く周知されている。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（１）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㉓・b・c
<コメント> 社会福祉や児童養護施設を取り巻く環境については、厚生労働省や全国児童養護施設協議会（以下、「全養協」）などから発信される様々な情報を把握し、今後の施設運営に関する検討を重ねている。 当該施設を取り巻く地域の動向についても、福島市要保護児童対策協議会などの各種会議に参画し、地域の特徴や課題を把握している。		
③	Ⅰ—2—（１）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・㉓・c
<コメント> 「社会福祉法人チェックリスト」など法人の運営状況を確認するツールを活用し自主点検を行い、中・長期的な視野での現状や課題を把握・分析し、理事や評議員との情報の共		

有に努めている。

今後は、職員に対しても経営・財務状況のポイントを決算書を用いて説明する機会を作り、各職員の業務との関係性について共通認識を図り、組織全体で安定した経営に向けた取り組みを行ってほしい。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（１）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（１）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑥・c
<コメント> 現在の中・長期計画は、法人の理念や基本方針の実現に向けた５年間（令和３年度～令和７年度）の計画となっている。その内容は、施設機能の充実（地域分散化、小規模化、多機能化など）や人材育成を目指したものとなっているが、時間の経過とともに、施設の定数の見込みなど現状と合致していない面も見受けられる。 次年度以降策定する中・長期計画は、これまでの進捗状況を役職員一体となって評価、精査し、数値化した評価も可能な計画となることを期待する。		
⑤	I—3—（１）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
<コメント> 令和６年度の事業計画は、中・長期計画に基づく基本方針と当該年度の課題が示されており、卒園などの先を見据えた自立支援や学習支援、職員の専門性向上などを重点事項に据えたものとなっている。 今後は、年度終了時に具体的な評価を行うことができるよう、数値化するなど可能な範囲で定量的な分析ができる計画とすることが望ましい。		
I—3—（２）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（２）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	④・b・c
<コメント> 事業計画は、各担当者の意見を集約したうえで作成されており、半期に１回、実施状況を報告・確認することとしている。 また、事業計画の内容については、年度当初の職員会議で職員に説明を行っており、また、全職員に毎年配布する「運営のしおり」に記載することで、必要な時に職員が計画を確認できるよう配慮している。		
⑦	I—3—（２）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・⑥・c
<コメント> 子どもや保護者に対しては、入所時に「入園のしおり」を使用し、施設の理念や基本方針に加えて、行事や日課などを説明している。また、子ども用に作成したルビ付きの「ふくしまあいきえんのとりくみ」を各棟内に掲示し、当該年度における季節毎の計画など		

を理解できるよう工夫している。

なお、ホームページに掲載されている事業計画は通常のものであるため、子どもや保護者が理解しやすい内容であるとは言い難いので、今後の表記の仕方に工夫されることを期待したい。

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—（１）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—（１）—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞ 職員は年２回、子どもの権利擁護や人権侵害を防止するためのチェックリストを活用した自己点検を行い、その点検結果を施設全体で共有する仕組みがある。また、毎年、第三者評価の評価基準に沿った自己評価を行っている。 しかし、評価結果を分析・検討する時間が十分取れていない現状があるので、今後は既存の委員会等を活用して職員間での議論を深める機会を作り、より良いサービスの向上に取り組んでほしい。		
⑨	I—4—（１）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞ 評価結果については、職員会議等の機会を通じて職員全体に周知して共有を図っており、ある程度の改善は行われている。 しかし、評価結果の分析や課題の整理が不十分なところもあり、改善策が計画的に遂行されているとは言い難い。 今後は、評価結果の課題を解決することが、養育・支援の質の向上につながるという考えを施設職員全体で再度認識したうえで改善に向けた取組を進めてほしい。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—１—（１）施設長の責任が明確にされている。		
⑩	Ⅱ—１—（１）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞ 施設長は、職員会議等において自らの役割を説明するとともに、毎年度職員に配布する「運営のしおり」の中でも、子どもの養育・支援に対する決意などを表明している。 また、職務分担表に施設長の担当業務を明記するとともに、事故や自然災害時の役割や責任も明確になっている。加えて、施設長自らが職場内研修で講話するなど、職員の理		

解を得るための取組を行っている。		
11	Ⅱ—１—（１）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉗・b・c
<コメント> 施設長は、全養協を始めとする各種研修会に積極的に参加し、児童福祉を中心とした福祉分野に限らず、社会的ルールとして遵守すべき法令等について学んでいる。 学んだ内容は、職員会議や復命書で職員に周知するとともに、社会福祉法や児童福祉法の改正があった場合には、諸規程を整備するなどの取組を行っている。		
Ⅱ—１—（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—１—（２）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	㉗・b・c
<コメント> 施設長は、現場での経験が豊富であるため、子どもの養育・支援の現状や課題を把握している。また、施設内のケース検討会への出席や年２回職員ヒアリングを自ら行うなど、様々な機会を通じて指導力の発揮に努めている。 さらに、全養協から発信される情報の収集や外部研修に参加するなど自己研鑽に努めている。		
13	Ⅱ—１—（２）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㉗・c
<コメント> 施設長は、副施設長や事務長と連携しながら、施設の財務状況等の現状を把握し、法人の理念の実現に向けた施設経営に取り組んでいる。 今後は、中長期的な視点に立ち、経営課題となっている人員配置や体制づくりの取組を進めるとともに、管理的職員と協力しながら、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでほしい。		

Ⅱ—２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—２—（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—２—（１）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉗・c
<コメント> 中・長期計画には、必要な人材の確保・育成に関する方針が示されており、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員などの専門職が配置されている。 今後、本体施設の段階的な小規模化と小規模グループケアの増設を目指して行くこととなるため、具体的な人員体制の計画を立てるとともに、短時間労働や担当業務の限定など、雇用時間・形態を工夫し、多様な働き方ができる仕組みも検討してほしい。		
15	Ⅱ—２—（１）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉗・c
<コメント> 期待する職員像は、「運営のしおり」の中に明記し職員に周知している。また、人事評		

価基準に関しては、4段階のキャリアに応じた基準が定められ、面談による能力評価・目標管理が行われている。 しかし、人事評価基準の項目と、面談による能力評価の項目が一体的に設定されているとは判断できないため、今後は人事管理全体の仕組みや職員処遇の水準に関する検討や見直しを進めて、総合的な人事管理制度を進めてほしい。		
Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 毎年、職員面談の機会を通じて、就業に関する職員の意向を聞き取っている。また、職員は随時、上司や先輩に相談できる組織風土がある。 限られた職員体制の中で、子どもの養育・支援を行うことの苦労は計り知れないが、業務の効率化に積極的に取り組むなどして、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働環境の整備に努めてほしい。		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 期待する職員像は、「運営のしおり」内に「職員に望むこと」として明確にされている。職員それぞれの個人目標の設定は個別のシートに落とし込まれ、それらをもとに年3回の自己評価を行う仕組みとなっている。 また、年度当初と年度末に施設長との個別ヒアリングを行い、職員の目標達成度の確認や次年度に向けての助言・指導などが行われている。		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<コメント> 事業計画では職員の専門性及び資質向上を図る研修を充実することを定め、OFF-JT（職務を離れての研修）への参加や施設内におけるOJT（職務を通じての研修）を通じたチーム力の向上を図っている。 研修の実施については、職員研修計画が策定され、施設長・副施設長を中心に職員の研修参加が調整されている。 今後は、研修内容・カリキュラムの評価・見直しが、定期的に組織全体で実施されるよう期待したい。		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント> 職員研修計画でOFF-JTの機会が確保され、また、打ち合わせや会議などを通じた日常的なOJTが行われている。 しかし、これらが職員の経験や習熟度に応じて、階層別・職種別・テーマ別などに分けられた上で、施設内の教育・研修が実施されているとは言い難い。今後はSDS（自己啓発		

支援制度)についても具体的に職員に明示し、それらの3つの職場研修が、施設として体系的に実施されるように取り組みを進めてほしい。		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c
<コメント> 福祉の担い手を養成することは社会福祉法人としての社会的責務であるとの考えのもと、保育士及び社会福祉士の実習生を継続的に受け入れている。実習生に向けた「実習のしおり」や職員向けのマニュアルを作成し、積極的な取組を実施している。 また、昨年度は心理療法担当職員が公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会に参加し、さらなる専門職種の受入れに向けて取り組んでいる。		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	①・b・c
<コメント> 法人のホームページには情報公開に特化した項目が設けられ、事業計画や予算、財務等に関する情報、第三者評価受審結果等がまとめて公開されている。 また、関係機関に対し毎年度事業計画等を配布してその理解を図っている。なお、令和5年度には施設の創立130年周年に併せて地域住民が参加しやすい記念行事をいくつか実施し、施設の理念・精神を地域に対して改めて伝える機会となった。		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・②・c
<コメント> 施設では会計責任者の事務長が中心となって法人や施設の会計経理を行っており、「社会福祉法人セルフチェックリスト」や「社会福祉施設会計自主点検表」を活用して財務管理に取り組んでいる。 また、会計事務所に会計監査を委託し会計処理に関する助言を受けているが、それに加えて、各種規定に沿った業務の実施や会計処理について、施設内部でも定期的に牽制する仕組みや体制を構築してほしい。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	①・b・c
<コメント> 「公益的活動受入方針」を作成し、方針の中には児童の健全育成や地域交流の充実が明		

記されている。具体的には、田沢地域活性化推進協議会とのじゃがいも収穫体験活動の実施などがある。		
また、一定のルールのもと学校の友人が施設に遊びにくることも可能であり、職員自身も学校のPTA活動に積極的に参加している。		
24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉖・b・c
<コメント> 施設と地域交流の充実を図り、子どもの生活や社会体験の充実を目的とすることが、ボランティア受入マニュアルに明示されている。マニュアルには、受入れ方法や手順、受入れにあたっての遵守事項などが記載されている。 ボランティアの受入れは担当職員が中心となる体制となっている。近年は、コロナ禍の影響で積極的な受入れには至っていないが、次年度中の学習ボランティア受入れ再開に向けて、現在準備を進めている。		
Ⅱ—４—（２） 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２） —① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉖・b・c
<コメント> 地域の関係機関・団体の連絡先がリスト化されており、職員会議等で情報が共有されている。また、児童相談所や小・中学校などと定期的に情報交換を行うとともに、要保護児童対策地域協議会などにも職員が参加している。さらに、地区の子ども安全確保連絡協議会や青少年健全育成推進会では職員が役員を担うなど、積極的な地域との連携が行われている。		
Ⅱ—４—（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３） —① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉖・b・c
<コメント> 福島市学校・福祉施設連絡協議会や地区の会議等を通じて、地域の現状把握に努めている。地域の高齢化が進む中、子どもがいる施設として地域をいかに活性できるか、施設の役割について模索している。 また、里親支援専門相談員が「里親ミニ講座（里親制度説明会）」を市民に向けて開催し、地域のニーズについて新たな視点からの把握に努めている。		
27	Ⅱ—４—（３） —② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉖・c
<コメント> 様々な連絡会議や取組等を通じて把握した地域の福祉ニーズに基づき、市からの委託事業であるショートステイやレスパイトケアの積極的な受入れを通じ、一般家庭への子育て支援に努めている。 しかし、災害時における地域住民への支援・取組については十分な把握はされていない。今後は、施設内の広場等を活用して地域の防災訓練の受け入れなどを行うなど、施設が主体となって地域と連携を行い、災害時の効果的な支援へとつなげてほしい。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ―１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ―１―（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ―１―（１）―① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 創始者の精神や、全養協の倫理綱領を基本とした施設独自の「七つの心得」を掲げ、全職員に対して、養育・支援の実施に関する基本姿勢を周知している。 また、子どもの人権に配慮した支援を行うため、毎年、チェックリストによる自己評価や意見交換などを行い、職員の意識向上に努めている。		
29	Ⅲ―１―（１）―② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	①・b・c
＜コメント＞ 子どものプライバシー保護に関しては、可能な限り、居住空間で境界を作る工夫をするとともに、日頃から子どもの権利ノートを活用するなどして、子どもたち同士がプライバシーの保護に協力し合えるような支援を行っている。 また、職員は子どものプライバシー保護に関するチェックリストを活用し自己点検を行っている。		
Ⅲ―１―（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ―１―（２）―① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c
＜コメント＞ 児童相談所から提供される情報をもとに、入所予定の子どもや保護者のそれぞれの特性に配慮した受入れができるよう事前に検討するとともに、必要に応じて事前見学の対応を行っている。 入所時には「入園のしおり」を活用し、施設での生活について丁寧に説明している。		
31	Ⅲ―１―（２）―② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	①・b・c
＜コメント＞ 養育・支援の開始やその過程においては、具体的な支援内容について、子どもや保護者の同意を得ながら説明している。意思決定が困難な場合には、分かりやすい資料を提供するなど丁寧な対応を行っている。 また、全養協の倫理綱領等に基づき、子どもの気持ちに寄り添いながら自己決定や主体性を尊重した支援を行うよう努めている。		
32	Ⅲ―１―（２）―③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c
＜コメント＞		

家庭復帰に向けた支援は、児童相談所との連携のもと、学校や医療機関など地域の関係機関と協力し、子どもに不利益が生じないよう配慮している。 特に、家庭復帰や退所後に困難が想定されるケースについては、家庭訪問や電話・SNSによる相談を受け入れるなどのアフターケアに力を入れている。		
Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 食事に関しては、年２回嗜好調査を実施しており、子どもたちの意見を踏まえてメニューを改善し、食生活の満足度向上につなげている。また、それぞれの家会議において、子どもの意見を聞き取って対応している。 施設では、過去に子どもに対するアンケートを実施したことがあるが、近年は行っていない。今後は、子ども自身が参画した上で子どもの満足度のさらなる向上を目指し、定期的に調査を行い、分析や検討がされた上で具体的な改善へとつなげてほしい。		
Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<コメント> 施設長を責任者とした苦情受付の体制や手順を定め、定期的に第三者委員会を開催するなどして情報の共有に努めている。また、子どもが居住する各棟に苦情の申出先を掲示したり、相談箱の設置も行っている。 苦情受付担当者との話し合いで解決する案件が多いが、申し出の内容や対応策などの結果をこまめに記録し、必要に応じて子どもや保護者等にフィードバックすることが、今後の支援の質の向上につながっていくと思われる。		
35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<コメント> 苦情解決の仕組みや連絡先については、ルビ付きの分かりやすい文章で作成したものを各棟に掲示し、子どもたちの理解を促している。 また、各棟においては職員と子どもたちが一緒に話し合う機会が定期的に設けられており、相談したい子どもの面接スペースも確保されている。		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<コメント> 施設内に意見箱を設置するなど、子どもたちが意見を述べやすい環境を整えるとともに、各棟においては、職員が様々な子どもたちの意見を傾聴し、随時必要な対応を行っている。 しかし、相談や意見を受けた際の記録や対応の手順が整備されているとは言い難い。これらの相談や意見から施設の改善課題が明らかにされ、養育・支援の質の向上へとつながるため、今後は記録や標準的な手順を早急に定めてほしい。		

Ⅲ—１—（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<コメント> 子どものケガや急病、感染症などの発生時に備えた事故対応マニュアルを整備し職員に周知するとともに、複数の職員が救急救命講習を受講して子どもの安全管理に努めている。 子どもの養育に関するリスクは、施設の運営会議等で共有されているが、今後は、定期的にヒヤリハットの活用を含めた事例の収集を行い、子どもの安全確保に努めてほしい。		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 日頃から子どもの健康管理について留意しており、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた際には、施設の一部を感染症対策棟として改修するなど、子どもの感染症予防に努めている。 現在、施設の保健医療専門職の補充ができていない影響により、感染症対策マニュアルが令和３年度以降見直しが行われていないなどの課題がある。しかし、嘱託医や保健所などを積極的に活用し、子どもたちの生命と健康に関する重要な取組を継続して行っている。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント> 時間帯や休日を想定したマニュアルを整備し、災害発生時の手順や役割分担などを定めており、避難訓練や総合防災訓練を実施する際には、子どもと一緒に避難経路の確認などを行っている。 なお、マニュアルや事業継続計画（BCP）には、一部修正が必要な箇所があるため、再度確認するとともに、緊急時の連絡ツールも複数準備するなどして、定期的な見直しをし、災害に備えてほしい。		

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<コメント> 標準的な業務マニュアル（メンタル&スキルアップトレーニング）や、毎年度作成する「運営のしおり」が、全職員に説明・配布されており、権利擁護など子どもの養育・支援に関わる姿勢が示されている。 今年度、標準的な業務マニュアルの一部見直しを行っているため、これを契機に、各棟において標準的な手順に沿った支援が行われているか確認する取組を進めてほしい。		

41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<コメント> 日常的な養育・支援の過程において、職員が子どもたちの意見や提案を聞き取る仕組みはできており、必要に応じて自立支援計画に反映する取組がなされている。 これまで、随時、各種マニュアルの見直しは行っているものの、その時々必要性に応じた見直しにとどまっている。今後は、定期的な検証・見直しに取り組んでいくことを期待する。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<コメント> 副施設長が責任者となり、子どもの意向を踏まえ、中・長期的な支援方針や支援内容などを記載した自立支援計画が策定されているが、アセスメントの手法が確立されていなかった。 今年度、施設ではアセスメントの目的や手順、留意点を再整理し、新たにアセスメントシートを作成した。今後は、それらを各職員が参画したうえで、定期的な見直しがされるような仕組みとなることを期待したい。		
43	Ⅲ—２—（２）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<コメント> 年度当初に策定する自立支援計画は、関係職員が参画したうえで、９月に中間評価、年度末に最終評価を行うサイクルとなっており、また子どもの意向が十分反映できるよう取り組んでいる。 しかし、自立支援計画を緊急に変更する場合などの対応については、実施されているがその仕組みが整備されているとはいえない。今後は、自立支援計画の策定における施設の体制の見直しについて取り組んでほしい。		
Ⅲ—２—（３）養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—２—（３）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<コメント> 子どもの支援に関する記録は、主任クラスが記録内容を確認することによって、書き方に差異が生じないよう工夫している。 また、記録は定められた様式で管理され、必要な情報は各種会議で職員間で共有され、職員室のパソコンでデータを閲覧できるようになっている。		
45	Ⅲ—２—（３）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント> 不正アクセスや情報漏洩防止の観点から、記録はインターネット環境から独立したシステムで管理し、入力や閲覧は全て職員室のパソコンで行うことにしている。		

今後は、個人情報の取り扱いについて、定期的に職員に対する教育を行うとともに、子どもや保護者に対して分かりやすく説明する機会などを作してほしい。

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉖・b・c
＜コメント＞ 年度当初に全職員が参加する職員会議において、全養協の倫理綱領をもとに子どもの権利擁護について確認し、職員の理解を深めている。 また、年4回全職員が自己評価を行う際に「人権擁護のためのチェックリスト」を用いることで、普段から権利擁護について振り返る機会が設けられている。		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉖・b・c
＜コメント＞ 子ども自身が持つ様々な権利については、権利ノートをはじめとした資料を、子どもの「生」と「性」の教育を目的とした「森の会」活動を通じて伝えるようにしている。 また「森の会」では子どもの年齢に応じてグループ分けをし、職員の視点から作られた資料をもとに、子ども自身が大切であること、さらには相手も大事にすることを伝え、職員と子どもが一緒に考え・学習できる取組となっている。		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉖・b・c
＜コメント＞ 施設では子どもの年齢や希望に合わせて、本人が望むときに子どもの過去や現在の状況を伝えるライフストーリーワークを行っている。 子どもの過去が必ずしも子どもが望むものではないことも多いため、まずは子どもからの希望やそのサインを契機に始められている。その場合、各主任が参加する運営会議で慎重に協議し、取り組んでいる。		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉖・b・c

<コメント> 標準的な実施方法（メンタル&スキルアップトレーニング）内に被措置児童の虐待防止について記載し、年度当初の職員会議において全職員で確認している。 権利擁護に関する外部研修へは毎年中堅職員が参加し、施設内研修においても施設長が自ら講師となって権利擁護について説明している。子どもには権利ノートを用いた「森の会」の活動において、届出や通告制度について説明している。		
A—1—（５）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（５）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉖・b・c
<コメント> 入所時には子どもの不安を軽減させる配慮として、入所初日は担当職員と一日一緒に過ごし、準備物の整理や買い物などを行っている。 また入所後は、必要に応じて心理療法の導入や児童相談所との調整を踏まえた家族との面会など、その子に合わせた形で支援を行っている。家庭支援専門相談員を中心に、子どもと家族の関係性を重視しながら、アフターケアなどの支援も実施している。		
A⑥	A—1—（５）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉖・b・c
<コメント> 退所後の自立した社会生活を想定し、アルバイトを通じた社会経験に対する支援や、子どもが退所後に自身の健康管理が適切にできるような助言・指導を積極的に行っている。 退所者に対しては、様々な相談に応じるとともに、状況によっては関係機関と連携を図りながら継続した支援を行っている。また、大晦日には施設に退所者が集まれる催しを企画し、在園児にも見える形でのアフターケアを行っている。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（１）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉖・b・c
<コメント> 子どもを理解するために、入所直後は必ず観察期間を設け、子どもが属する棟担当職員が参加する棟会議を経た後に自立支援計画の作成を始める仕組みとなっている。 日々の支援では、職員が受容的・支持的な態度で寄り添えるよう、時には個別に時間を設けるなどして、子どもに寄り添う支援を行っている。それらは、利用者アンケートにも表れており、信頼できる大人は？という問いにおいてもたくさんの職員の名前があげられている。		
A⑧	A—2—（１）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉖・b・c
<コメント>		

子どもに対して担任制をとり、個別的な関わりから基本的信頼感が得られるよう努めている。 低年齢児には日常生活において買い物や映画鑑賞などの外出を行い、誕生日には担当職員と個別に外出するなどの機会を設けている。高校生などには、多少遅い時間などでも相談に応じるなど、子ども一人ひとりに合わせた養育・支援を行っている。		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	①・b・c
<コメント> 子どもと職員が参加する家会議は月1回開催され、居住する家のルールなどを話し合う機会が設けられて、子どもそれぞれの希望と他者を思いやる生活のあり方を考える機会となっている。 会議を苦手とする子どもには、後から声がけをし個別に支援を行うなど、子どもそれぞれの状況に応じた働きかけを行っている。		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	①・b・c
<コメント> 年齢や発達に応じた図書やDVDや玩具をそろえ、家会議で話し合われたルールなどをもとに、それぞれの希望に合うよう提供している。また、施設内は広い体育館もあり体を動かして遊べる環境も整っており、年齢・性別毎に時間を分け危険な遊びへとつながらないよう職員間で対応している。 また、習い事やスポーツ少年団への参加は子どものニーズに合わせて対応し、通塾についても受験時に合わせて通えるような体制を整えている。		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	①・b・c
<コメント> 家会議では毎日の食事の準備や掃除当番など、生活のきまりを職員と子どもが一緒に作り上げている。各種当番表には子どもが好きなイラストも盛り込んで作成・掲示されており、子どもが自分事として取り組めるような工夫もされている。 施設では高校生から携帯電話の所持を認めており、入学時に適切な使用方法と約束を決めた上での使用となっている。また、SNSの事件や被害などを子どもたちに教える機会を設けるなどして、インターネットやSNSの関する知識を得る取組が行われている。		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	①・b・c
<コメント> 食事の時間には、職員や高年齢の子どもがまとめ役となって準備を進め、低年齢の子どもはその日の出来事などを話しながら箸やコップなどを設置するなど、温かい雰囲気の中で食事の時間が進められている。年2回の嗜好調査は児童用と職員用で分けて実施し、		

様々な側面から食事について考える機会を設けている。 また、退所を控えた子どもには実際の買い物から調理・片付けまでの体験を数回実施し、自分で料理ができるようサポートしている。		
A—2—（3）衣生活		
A⑬	A—2—（3）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉗・b・c
＜コメント＞ 低年齢児は職員と共に買い物に行き、好みに合わせた服を選ぶ機会が確保され、高校生になると自分で好みの服を買ってくるなどの機会を作っている。また、季節やTP0に合った服装ができるよう、職員が声がけを行っている。 衣類の管理については、小学校高学年から自分の物は自分で洗濯できるように促し、中学生以上になると完全に自分で洗濯をしながら管理をしていくが、職員が日常の中でサポートしながら衣習慣が習得できるよう支援している。		
A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉗・b・c
＜コメント＞ 施設では洋室・和室・個室など様々な部屋があるため、子どもの年齢や特性に応じてグループ分けをし、必要な状況があれば年度途中に居室の変更等も行いながら、安全で楽しい生活が送れるようにしている。 また、子どもが使うシャンプーや柔軟剤などの日用品についても可能な限り本人の好みに合わせて使用できるよう配慮している。 居室の掃除については、子どもが休みの日に合わせて職員とともに行うことでその習慣を身につけるよう支援し、各居室の修繕等も計画的に実施されている。		
A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・㉗・c
＜コメント＞ 子どもの健康管理については、定期通院が必要な子どもを一覧で把握し、通院時は通院日誌を記録するなど必要な支援が行われている。また、心理担当職員と連携しながら、心理面でのサポートが必要な子どもに対する支援も丁寧に行われている。 看護師の配置は必須ではないものの、現在その配置ができていないため、専門的な見立てや健康に関する学習会などの機会が十分ではない。しかし、嘱託医などと連携しながら、医療や健康に関する知識を深められるよう取り組んでほしい。		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉗・c

<コメント> 施設独自の取組である「森の会」の活動が平成 27 年度より開始され、子どもの「生」と「性」の教育を目的とし、職員と子どもが共にその理解を深められる場として機能してきた。特に、生活場面では困難である性に対する教育が、本活動を通して子どもたちに教示できたことは、個別支援の観点からしてもより充実したものとなっていた。 今年度はその取組の見直しをする時期となり、現状では活動が停滞している。しかし命の教育の一環としての性教育であることから、子どもたちへは停滞なくその活動が継続される必要があるため、いち早くその取り組みを始めてほしい。		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉗・b・c
<コメント> 子どもに適切な支援ができるよう、日常から児童相談所、医療機関、学校などの関係機関と連携を図り、職員間でも朝礼・各会議などで情報を共有しながら、適切な対応を行っている。 特に問題行動があった場合には、その行動や事実に対して、職員が丁寧な指導をするよう心掛けてる。職員には、対応したケースがその子どもの将来において糧となるよう努力している姿勢がうかがえる。		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・㉘・c
<コメント> 子どもの生活の基盤となる各家におけるグループ編成は、子ども同士の関係性に十分配慮したものとなっている。子ども同士の関係性に問題が生じた場合などは、状況に応じて変更等の対応ができるような体制を整えている。 今後は、問題発生を予防するため、施設の構造上の死角部分や勤務形態を含めた人員配置などを再検証し、改善に向けて取り組んでほしい。		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉗・b・c
<コメント> 常勤の心理療法担当職員は心理療法室にて個別の心理療法を行い、子どもの日常生活において担当職員と連携しながら、年々多くなる心理療法が必要な子どもに対して、子どもの支援に尽力している。 また、心理療法担当職員は外部の専門家によるスーパービジョンを長年受けており、子ども自身の不安なことに対処する力や前向きに生きていく力を育めるよう、自己研鑽に努めている。		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・㉘・c
<コメント>		

受験を控えた中学３年生には本人の希望を聞いた上で通塾を支援しており、塾への送迎については職員が迎えに行くなどの個別の支援も必要に応じて行っている。また、生活場面での各職員による学習支援も丁寧に行われている。 しかし、施設では次年度中に学習ボランティアが受入れられるよう準備を進めていることから、この取り組みと同時並行で子どもの個別の学習スペースの確保も進め、学習のための環境づくりをさらに進めてほしい。		
A⑳	A—２—（９）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<コメント> 子どもの進路については、職員が子どもと話し合いを持ち、各関係者や機関と連携しながら、その子の希望や適性に合わせてその方向性に沿った支援を行っている。 進学を希望する子どもには奨学金や修学資金等の情報を提供する一方、その後の社会生活において奨学金の返済などが自立生活の妨げとならないように確認を行っている。		
A㉑	A—２—（９）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉒・c
<コメント> 高校生以上の子どもには、本人の適性や希望に応じてアルバイトを通じた社会経験を推奨している。子どもの社会経験が把握できるよう、状況によってはアルバイト先とも連携しながら子どもを支援している。また、そこで得た収入をその後の社会生活に繋げられるよう、金銭の管理等に関するサポートも行っている。 現状では施設独自の実習先や体験先の開拓については積極的に行っていないものの、各企業のインターンシップ制度などを活用し、子どもたちの社会経験や職業理解の深める貴重な機会を増やして欲しい。		
A—２—（１０）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—２—（１０）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<コメント> 家族との連絡や調整は、家庭支援専門相談員の相談担当１名と支援担当１名の計２名が中心となり、子どもの担任と情報共有しながら支援を行っている。家族に対しては定期的に「家族つうしん」を送付し、子どもの担任から見たその子の生活・健康・学校の様子について伝えている。 また、一時帰宅の際などには家族からの連絡・要望や、迎えの様子・帰園後の様子まで細かく記録を残し、その後の支援に活かしている。		
A—２—（１１）親子関係の再構築支援		
A㉓	A—２—（１１）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<コメント> 親子関係の再構築支援のためには、家庭支援専門相談員が中心となり、児童相談所と連携し、面会や一時帰宅、学校行事等への参加などを行っている。また、可能な場合においては子どもの親を直接訪問するなど、多面的な支援を行っている。		

さらに、施設内には子どもと家族が宿泊できる場所があり、必要な時には家族交流の場として活用可能である。